

入札公告（説明書）

令和7年7月31日
東日本高速道路株式会社 新潟支社長 佐久間 仁

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書【電子入札】、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	磐越自動車道 中野川橋付属物設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 佐久間 仁
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 (電話) 025-241-5116 (電子メールアドレス) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [26]を参照のこと
1-7	支払条件	[前金払の有無] 履行期間が 60 日以上の場合 かつ 請負代金額が 300 万円以上の場合：「有」 履行期間が 60 日未満の場合 又は 請負代金額が 300 万円未満の場合：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	<u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> （[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」）

1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和7年8月22日
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和7年8月22日 16時00分まで ※<u>共通入札公告</u> 4-3-1～4-3-4 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書様式1[申請書] (2) 競争参加資格確認申請書様式2[技術資料] (3) 競争参加資格確認申請書様式3[業務実施体制] (4) 担当者連絡先届
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年9月12日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年8月22日 16時00分</p> <p>【提出方法】 参考見積書をMicrosoft Excel形式で、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年9月16日から令和7年9月29日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和7年10月6日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年10月22日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。)</p>
2-14	開札日時	令和7年10月23日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年10月8日 16時00分まで</p>

		<p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】（または入札者に対する指示書【郵送入札】）の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が 5 間以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和 3 年 4 月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。
https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

業務名		磐越自動車道 中野川橋付属物設計																																								
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式																																								
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																								
	見積活用方式の対象	有																																								
	評価値の算出方法	加算方式																																								
	入札ボンド	対象外																																								
	履行ボンド	対象																																								
	審査時期	事前審査																																								
下記に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。																																										
業種区分		橋梁設計																																								
企業に求める事項	審査基準	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																								
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画							
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画									
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画									
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画									
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																								
競争参加要件	審査基準	次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																								
		平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																								
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画							
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画									
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																								
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																								
次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。																																										
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設ー鋼構造及びコンクリート																																					
		2 技術士		建設部門	鋼構造及びコンクリート																																					
		3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																								
		ロ	4 国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																																					
		5 RCCM		鋼構造及びコンクリート																																						
		6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者		鋼・コンクリート																																					
		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA		鋼・コンクリート																																					
		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA		鋼・コンクリート																																					
		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB		鋼・コンクリート																																					
		10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB		鋼・コンクリート																																					
	競争参加要件		なお、上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。																																							
			※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																							
			手持ち業務量が、次に該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上																																							
競争参加要件	競争参加資格未資格者 その他	手持ち業務量	なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の件数は5 件以上とする。																																							
			業務名	令和7年度 磐越自動車道 西会津地区施工管理業務	受注者名	株式会社クリエート																																				
			業務名	-	受注者名	-																																				

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

		配置基準	履行期間の開始日(「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期)において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手手続き中の配置は不要)	予定照査技術者に求める事項	技術者の配置	必要
		技術者資格	配置予定管理技術者に求める技術者資格と同一とする。
	予定現場作業責任者に求める事項	技術者の配置	不要
		技術者資格	-

※予定管理技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点) ^(注1)		100点																																			
評価項目			評価基準																																					
競争参加者の経験及び能力			次の基準で評価する。																																					
実績等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th></tr> <tr> <th colspan="3">評価点= 配点 × 係数 a</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	評価基準			評価点= 配点 × 係数 a			係数 a の設定は下記のとおり			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～0点</td><td>20点</td></tr> </tbody> </table>		評価点	配点	20～0点	20点			
評価基準																																								
評価点= 配点 × 係数 a																																								
係数 a の設定は下記のとおり																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																								
	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																																					
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																																					
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																																					
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																																							
評価点	配点																																							
20～0点	20点																																							
競争参加者の経験及び能力			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																					
資格実績等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td></tr> <tr> <td colspan="3">② 左記の1)から3)の認定を取得していない</td></tr> </tbody> </table>	評価基準			① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している			② 左記の1)から3)の認定を取得していない			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5点</td><td>5点</td></tr> <tr> <td>0点</td><td></td></tr> </tbody> </table>		評価点	配点	5点	5点	0点																					
評価基準																																								
① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している																																								
② 左記の1)から3)の認定を取得していない																																								
評価点	配点																																							
5点	5点																																							
0点																																								
競争参加者の経験及び能力			次の基準で評価する。																																					
成績・表彰等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th></tr> <tr> <th colspan="3">評価点= 配点 × 係数 a × $\frac{\text{(同種業務実績の成績評定点}-70)}{20}$</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。</td></tr> <tr> <td colspan="3">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	評価基準			評価点= 配点 × 係数 a × $\frac{\text{(同種業務実績の成績評定点}-70)}{20}$			※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。			係数 a の設定は下記のとおり			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～0点</td><td>20点</td></tr> </tbody> </table>		評価点	配点	20～0点	20点
評価基準																																								
評価点= 配点 × 係数 a × $\frac{\text{(同種業務実績の成績評定点}-70)}{20}$																																								
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。																																								
係数 a の設定は下記のとおり																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																								
	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																																					
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																																					
2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																																					
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																																							
評価点	配点																																							
20～0点	20点																																							
競争参加者の経験及び能力			次の基準で評価する。																																					
成績・表彰等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th></tr> <tr> <th colspan="3">評価点= 配点 × 係数 a</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	評価基準			評価点= 配点 × 係数 a			係数 a の設定は下記のとおり			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25	2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～0点</td><td>5点</td></tr> </tbody> </table>		評価点	配点	5～0点	5点			
評価基準																																								
評価点= 配点 × 係数 a																																								
係数 a の設定は下記のとおり																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</th><th>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25	2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																								
	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																																					
1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25																																					
2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12																																					
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																																							
評価点	配点																																							
5～0点	5点																																							

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する 20点</td></tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する 10点</td></tr> <tr> <td></td><td>③上記に該当しない 不適</td></tr> </tbody> </table>				評価基準		技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する 20点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する 10点		③上記に該当しない 不適											
評価基準																									
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する 20点																								
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する 10点																								
	③上記に該当しない 不適																								
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a (20点)</td><td>係数 a</td></tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td><td></td></tr> <tr> <td>↓</td><td>↓</td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合 1.00</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合 0.50</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合 0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点= 配点 × 係数 a (20点)	係数 a	係数 a の設定は下記のとおり		↓	↓	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合 1.00	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合 0.50	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合 0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00	
評価基準																									
評価点= 配点 × 係数 a (20点)	係数 a																								
係数 a の設定は下記のとおり																									
↓	↓																								
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合 1.00	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合 0.50	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合 0.25																						
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																						
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																								
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点 - 70) (10点)</td><td>20</td></tr> <tr> <td>※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※技術者評定点が90点以上の場合は、技術者評定点を90点とする。 ※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td><td></td></tr> <tr> <td>↓</td><td>↓</td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合 1.00</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合 0.50</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合 0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点 - 70) (10点)	20	※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※技術者評定点が90点以上の場合は、技術者評定点を90点とする。 ※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。		係数 a の設定は下記のとおり		↓	↓	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合 1.00	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合 0.50	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合 0.25	2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない
評価基準																									
評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点 - 70) (10点)	20																								
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※技術者評定点が90点以上の場合は、技術者評定点を90点とする。 ※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。																									
係数 a の設定は下記のとおり																									
↓	↓																								
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合 1.00	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合 0.50	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合 0.25																						
2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																						
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																								
<p>◇留意事項 同種業務実績の従事役職での技術者評定点が確認できない場合は、評価しない。</p>																									
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数		次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上に該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。</td><td>①に該当しない 適</td></tr> <tr> <td></td><td>①に該当する 不適</td></tr> </tbody> </table>				評価基準		管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上に該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。	①に該当しない 適		①に該当する 不適													
評価基準																									
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上に該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。	①に該当しない 適																								
	①に該当する 不適																								
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12](※調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td><td>いずれも該当しない 適</td></tr> <tr> <td></td><td>いずれかに該当する 不適</td></tr> </tbody> </table>				評価基準		以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12](※調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない 適		いずれかに該当する 不適													
評価基準																									
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12](※調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない 適																								
	いずれかに該当する 不適																								

(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく評価点(満点100点)に60/100を乗じて、小数点第4位以下を切り捨てた値とする。